
標題 外国為替取引に関する確認票へのご回答のお願い

本文：

埼玉りそな銀行では、国内外の経済制裁規制を遵守するため、外国為替取引をご利用のお客さまの情報およびお取引内容について、定期的な確認をお願いしております。

このたび、2026年10月5日(月)より、対象となるお客さまに対し、郵送や電子メール等により確認のご案内を開始いたします。ご案内状「外国為替取引に関する確認票へのご回答のお願い」を受領されたお客さまは、ご案内状に記載の回答専用Webページよりご回答いただきますようお願い申し上げます。

※ ご案内状は2026年10月5日(月)より、対象となるお客さまへ順次発送しております。内容についてご不明な点がございましたら、お手数ですがお取引店までお問合せください。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 複数の支店とお取引がある場合、同様のご案内を重複してお届けする場合がございます。

※ 行き違いにより、既に口座をご解約されている場合は、誠に申し訳ありませんがご容赦くださいますようお願い申し上げます(ご回答は不要です)。

【フィッシング詐欺にご注意ください】

埼玉りそな銀行では、お客さまに電子メールやショートメッセージ(SMS)等により、暗証番号、インターネットバンキングのログインID、パスワード等の入力をお願いすることは一切ございません。